

売買契約書

売主 瑞穂市(以下「甲」という。)と買主 株式会社 (以下「乙」という。)との間に、次の条項により売買契約を締結する。

(売買物件)

第1条 甲は、その所有する末尾に掲げる物件(以下「売買物件」という。)を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

(売買代金)

第2条 売買代金は、金 円とする。

(売買代金の支払い)

第3条 乙は、前条の売買代金を甲の発行する納入通知書により、令和7年9月30日までに、甲の指定する場所において支払わなければならない。

(契約保証金)

第4条 乙は、この契約締結の日までに契約保証金として売買代金の10パーセントに相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、乙は、契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

- 前項の規定に関わらず、買受人が契約締結の日には売買代金等の全額を納付するとき、又は国、他の地方公共団体、公共団体若しくは公共的団体であるときは、契約保証金の納付は要しない。
- 前項の契約保証金は売買代金等を完納したときは、乙に返還するものとする。
- 契約保証金には利息を付さないものとする。
- 乙が第3条の指定期日までに売買代金を完納しないとき、又は、第13条の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(所有権の移転及び売買物件の引渡し)

第5条 売買物件の所有権は、乙が第2条の売買代金の支払いを完了したときに甲から乙に移転するものとする。

- 売買物件は、前項の規定により所有権が移転したときに、乙に対し現状のまま引渡すものとする。

(所有権の移転手続)

第6条 乙は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに所有権の移転の手続を行うものとする。

- 前項の所有権の移転に要する費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第7条 この契約締結後、売買物件が甲の責に帰することができない理由により滅失し、又は、き損した場合は、その損害は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第8条 売買契約を締結した後に、物件が種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しない場合でも、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除ができないものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができるものとする。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

(2) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 乙は、やむを得ない事由があるときは、契約の解除を申し出ることができる。ただし、この場合は、甲が受けた一切の損害を賠償しなければならない。

(売買代金の返還)

第10条 甲は、前条第1項に規定する解除権を行使した場合において、納入済みの売買代金を乙に返還するものとする。ただし、当該返還金には、利息を付さないものとする。

(売買物件の原状回復)

第11条 乙は、第9条第1項又は第2項の規定により契約を解除されたときは、自己の負担で直ちに売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転手続を行い、原状に回復した結果が分かるものを甲に提出しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第12条 乙は、この契約を解除された場合において、乙が売買物件に支出した有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(違約金)

第13条 乙は、第9条第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合においては、第2条に規定する売買代金の10パーセントに相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還する売買代金の相殺)

第15条 甲は、第10条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第13条に規定する違約金又は前条に規定する損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺するものとする。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を所轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定等)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年9月 日

甲

岐阜県瑞穂市別府1288番地
瑞穂市

代表者 瑞穂市長 森 和 之 印

乙

印

1 売買物件

物件名	車名	形式	備考
配送用トラック 1台	日野	BDG-XZU424M	岐阜100 せ 7501